

令和5年度 群馬県薬物乱用対策実施要領

1 目的

この要領は、群馬県薬物乱用対策実施要綱第4実施事項について、群馬県薬物乱用対策推進本部の関係機関及び団体における実施内容を策定することにより、関係機関・団体と連携してこれを強力に推進し、覚醒剤等薬物の乱用及びその弊害の根絶を目的とする。

2 実施主体

群馬県薬物乱用対策推進本部を構成する関係機関及び団体が実施するものとする。

3 実施内容

(1) 各種啓発活動の強化

ア 各種広報活動の推進

- ①広く県民に薬物乱用の恐ろしさを周知するため、新聞、テレビ、ラジオ等の各種媒体による啓発活動を行う。
- ②地域に薬物乱用の恐ろしさを周知するため、市町村及び関係機関・団体の広報誌を活用し啓発活動を行う。
- ③薬物乱用の弊害を訴えるポスター、リーフレット等を作成し、掲示、頒布を行う。
- ④各種薬物に関する不正行為等の罰則等について、正確な情報提供及び広報活動を行う。
- ⑤ウェブサイト、SNS等のインターネットを活用し、薬物乱用について積極的に情報を発信する。
- ⑥各種悩みごとに応じての相談窓口の周知活動を行う。

イ 各種運動を通じての啓発活動の推進

- ①覚醒剤等の乱用薬物の恐ろしさ及び青少年への影響の甚大さについて、一般県民を対象とするキャンペーンを集中的に実施する。
 - 不正大麻・けし撲滅運動（5月～7月）
 - 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動（10月～11月）
- ②県民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、国際麻薬乱用撲滅デー（6月26日）の普及等を目的とした「ダメ。ゼッタ イ。」普及運動（6月20日～7月19日）を全県的に展開する。
- ③社会を明るくする運動（7月1日～7月31日）、全国地域安全運動（10月11日～10月20日）、青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月1日～7月31日）等関連のある各種運動が行われる場合において、薬物乱用防止活動がその運動の一環として組み込まれるように、計画の段階から密接な連携をとり、県民一般に対する啓発活動を行う。

ウ 青少年に対する啓発活動の強化

- ①県・市町村・教育委員会等関係機関や団体との連携を密にして、薬物乱用の恐ろしさと有害性について、啓発活動を積極的に推進する。
- ②青少年の指導者に対する研修事業を積極的に開催し、指導者の知識の向上を図る。
- ③薬物乱用の危険性等を青少年に周知徹底するために、学校等を中心に薬物乱用防止教室を積極的に開催する。
- ④薬物乱用の害や危険性について、大学生や各種学校・専門学校生に周知徹底するために、講演会等の積極的な開催及び講演会等への講師派遣を行う。
- ⑤インターネット等の青少年の目に触れやすい広報媒体を活用し、薬物の危険性・有害性等について情報発信を積極的に推進する。

エ 地域における啓発活動の推進

- ①薬物乱用防止指導員により、日常活動を通じて、県民一般への薬物乱用の弊害等に関する知識の普及を図る。
- ②保健福祉事務所ごとに、地区の関係機関・団体等の代表及び薬物乱用防止指導員等からなる「ダメ。ゼッタイ。運動」地区推進連絡会議を中心母体として、各種キャンペーン、啓発用DVD上映、ミニ集会等地域に根ざした啓発活動を行う。
- ③健康福祉部内及び各保健福祉事務所に設置されている薬物乱用防止対策班は、対策班ごとにあらゆる機会をとらえて、積極的に啓発活動を推進する。

オ 危険ドラッグに対する啓発活動の推進

危険ドラッグの有害性と危険性を広く県民に周知徹底するため、様々な機会をとらえて、積極的に啓発活動を行う。

カ 「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく県民運動の推進薬物乱用防止に県民一体として取り組み、社会全体で違法な薬物を排除していく機運を醸成する。

キ 若年層に対する大麻に関する啓発活動の推進

若年層の大麻検挙者が大幅に増加し、大麻に関する誤った情報が拡散しているため、様々な機会をとらえて、大麻に関する正しい情報を伝える等の啓発活動を積極的に行う。

(2) 取締りの強化及び厳正な処分等

ア 密売等の取締り

- ①規制薬物流通の実体を把握し、流通事犯に対する財産刑を含めた形で集中的な取締り及び検挙を行い、再発防止を図る。

- ②覚醒剤密売等を資金源としている暴力団等の組織に対して、計画的な捜査活動を行い、徹底した検挙を図る。
- ③不良外国人による覚醒剤、大麻、麻薬等の密売グループの実態把握に努め、徹底した検挙を図る。
- ④インターネットや携帯電話等新たな通信手段による麻薬・向精神薬等の薬物取引の拡大を阻止するため、インターネットを利用した薬物取引に関する情報収集等の体制強化を図る。
- ⑤大麻種子提供者（販売者）の実態把握に努め、不正に種子を提供した者に対して徹底した検挙を図る。

イ 亂用者に対する取締り

覚醒剤や大麻等薬物の潜在的乱用者、中毒者等の早期発見とその薬物の乱用傾向等を分析により実態把握に努め、末端乱用者の徹底検挙を図る。

ウ 青少年に対する補導等

覚醒剤、大麻、麻薬、危険ドラッグ、有機溶剤等の乱用実態の把握に努めるとともに、乱用青少年等の早期発見、補導活動を強化し、乱用進度に応じた有効適切な保護措置を行う。

エ 麻薬等取扱者に対する立入検査等の徹底

- ①麻薬等の薬物の不正流出を防止するため、取扱者等に対する立入検査、講習会等による指導監督の徹底を図る。
- ②大麻栽培者等に対する指導を強化するとともに、不正大麻・けしを発見するためのパトロール強化に努める。
- ③向精神薬を業務上取り扱う団体等に対し、乱用等に関する情報提供を行うとともに、自主的な乱用防止対策の確立に努める。

オ 薬物乱用者等による事件・事故の防止

薬物乱用者等による殺人、放火等の凶悪犯罪、覚醒剤資金入手目的の強盗、窃盗又は交通事故等の事件・事故を防止するため、犯行の動機、原因及び犯人の特性等について捜査を徹底して真相を究明した上、厳正な処分の実現を図り、事件・事故の再発防止に努める。

カ 厳正な処分

覚醒剤、大麻、麻薬等薬物事犯については、事犯の危険性、重大性に鑑み、捜査を徹底した上、厳正な処分の実現を図る。

キ 「群馬県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づく知事指定薬物の指定法律で規制されていないものの、規制薬物と同等以上に身体に危険な薬物を、県独自に「知事指定薬物」に指定し、法律より迅速に危険ド

- ラックの規制を行う。
- ク 危険ドラッグ販売業者に対する監視指導
インターネットを利用した危険ドラッグ販売サイト等に対する監視指導を強化するとともに、危険ドラッグ通報窓口を通じて、県民や事業者から販売店舗やインターネットサイト等の情報収集に努める。
- (3) 再乱用防止のための措置
- ア 薬物乱用者等の実態把握の徹底
関係機関・団体等は相互に緊密な連絡を図り、不審者の情報等を共有し、薬物乱用者の実態把握の徹底を図る。
- イ 薬物事犯者等に対する教育・指導の強化及び医療の充実
①矯正施設と連携し、収容中の薬物事犯者等に対して、薬物乱用の弊害についての教育及び指導の強化を行う。
②薬物依存症者等に対する医療の充実を図る。
- ウ 保護観察の充実強化
保護観察中の薬物事犯者等に対する保護観察の充実強化を図る。
- エ 相談窓口体制の充実と一般への周知徹底
①警察、少年サポートセンター、こころの健康センター、保健福祉事務所等の薬物相談受付施設の体制強化を図る。
②薬物相談窓口について、インターネット等を活用した広報活動を充実し、県民一般への周知徹底を図る。
- オ 薬物乱用青少年に対する支援強化
家庭と関係機関・団体が連携し、薬物乱用青少年に対する継続的な指導・助言等の支援体制を確立し、再乱用の防止に努める。
- カ 薬物依存症者の支援強化
①薬物依存症者やその家族を適切な治療や支援につなげるために、薬物依存症の正しい知識と理解について広く県民に周知し、積極的かつ継続的な普及啓発を実施する。
②薬物依存の治療及び社会復帰を望んでいる薬物依存症者に対する回復支援及びこころのケア等を充実するために、薬物依存症の専門施設及び回復支援施設への支援体制の充実を図る。
③薬物依存症者の家族に対して、日頃抱えている悩みや不安を解消するために家族教室を開催し、家族への支援を図るとともに積極的な活用を推進する。
④薬物依存症に対して有効とされる認知行動療法を用いた治療・回復プロ

ログラムをこころの健康センターにおいて実施するとともに、同プログラムの関係機関への周知・普及に努める。

⑤刑の一部執行猶予制度や再犯防止推進計画に基づき、関係機関・団体が連携を密にし、薬物依存症者の社会復帰支援および再乱用の防止に努める。